

議案第68号

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月18日提出

みよし市長 小山 祐

説明

この案を提出するのは、人事院勧告の趣旨を踏まえ、議会議員の期末手当の支給割合の引上げ等を行うため必要があるからである。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のみよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のみよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>